

学級編制及び教職員定数に関する資料

1. 学級編制及び教職員定数の仕組み	1
・ 学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義	2
・ 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画	3
・ 学級編制の標準の変遷、第1次～第7次改善計画の概要	4
・ 学級規模の基準[国際比較]	5
・ 学級編制及び教職員配置に関する国、地方の役割	6
・ 学級編制の仕組みと運用について	7
・ 平成16年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について	9
・ 少人数学級等にかかる経費負担について(16年度)	11
・ 教職員定数の算定について	12

2. 基本統計・その他	19
・ 今後の児童生徒数の推移	20
・ 小学校の1学級当たり児童数[推移]	21
・ 中学校の1学級当たり生徒数[推移]	22
・ 1学級当たり児童生徒数[国際比較]	23
・ 公立小学校の都道府県別1学級当たり児童数	24
・ 公立中学校の都道府県別1学級当たり生徒数	25
・ 小学校の教員1人当たり児童数[推移]	26
・ 中学校の教員1人当たり生徒数[推移]	27
・ 公立小学校の都道府県別教員1人当たり児童数	28
・ 公立中学校の都道府県別教員1人当たり生徒数	29
・ 教員1人当たり児童生徒数[国際比較]	30
・ 公立小中学校の収容人員別学級数	31
・ 学級規模等と教育効果に関するこれまでの研究について	32

1 . 学級編制及び教職員定数の仕組み

学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
(昭和33年法律第116号)

目的

公立義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員配置の適正化を図る。

位置づけ

日本の義務教育水準を維持するためのナショナルミニマム（最低保障）

【財源保障との関連】
教職員定数は義務教育費国庫負担金の算定基礎

教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障

第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

趣旨

基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(平成13～17年度までの5年計画)を実施。

内

教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、
きめ細かな指導を行う学校の具体的な取り組みに対する支援
(22,500人)

円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充
(612人)

養護教諭等、学校栄養職員、事務職員定数の改善
(2,662人)

特殊教育諸学校における教職員定数の改善
(914人)

長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善
(212人)

容

5年間で26,900人の改善

平成17年度をもって完成

学級編制の標準の変遷

標準法制定直前の 各県の基準の平均	第1次 34～38年度	第2次 39～43年度	第3次 44～48年度	第4次 49～53年度	第5次 55～3年度	第6次 5～12年度	第7次 13～17年度
60人	50人	45人	→	→	40人	→	→

第1次～第7次改善計画の概要

区 分	第1次 34～38年度	第2次 39～43年度	第3次 44～48年度	第4次 49～53年度	第5次 55～3年度	第6次 5～12年度	第7次 13～17年度
内 容	学級編制(50人)の標準を明定 教職員定数の標準を明定 対象学校種は小学校、中学校及び盲・聾学校小・中学部 対象職種は校長、教頭、教員、養護教諭等、事務職員、寮母等	45人学級を実施 複式学級の編制標準の改善 対象学校種を養護学校小・中学部に拡大 教職員の配置率の改善 等	小学校における4個学年複式学級の解消及び中学校における3個学年複式学級の解消並びに他の複式学級の編制標準の改善 特殊教育諸学校の重複学級編制の標準の明定並びに特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 教職員の配置率の改善 中学校に生徒指導担当教員分の定数を措置 教育困難校等に対する加配制度の創設 研修等定数の創設 事務職員の複数配置 等	小学校における3個学年複式学級の解消及び小学校、中学校の2個学年複式学級編制の標準の改善 特殊学級の編制標準の改善 対象職種を学校栄養職員に拡大 中学校を重点としての教職員配置率の改善 教育困難校等加配及び研修等定数の増 等	40人学級を実施 複式学級の編制標準の改善 特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 教頭定数をはじめとした教職員配置率の改善 教育困難校等加配及び研修等定数の増 等	複式学級の編制標準の改善 特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編制標準の改善 チームティーチング等指導方法の工夫改善のための定数加配措置の創設 通級指導、不登校対応、外国人子女等日本語指導、コンピュータ教育加配の創設 教頭複数配置 生徒指導担当教員 教育困難校等加配及び研修等定数の増 養護教諭の複数配置 等	少人数指導や習熟度別指導を行うなどきめ細かな指導を行うための定数加配の拡充 教頭複数配置の拡大 養護教諭の複数配置の拡大、加配創設 学校栄養職員の配置率の改善、加配創設 事務の共同実施を行う学校への加配創設 等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	18,000人	77,960人	11,801人	38,610人	57,932人	78,600人	26,900人
差引計	16,000人	16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	48,200人	0人

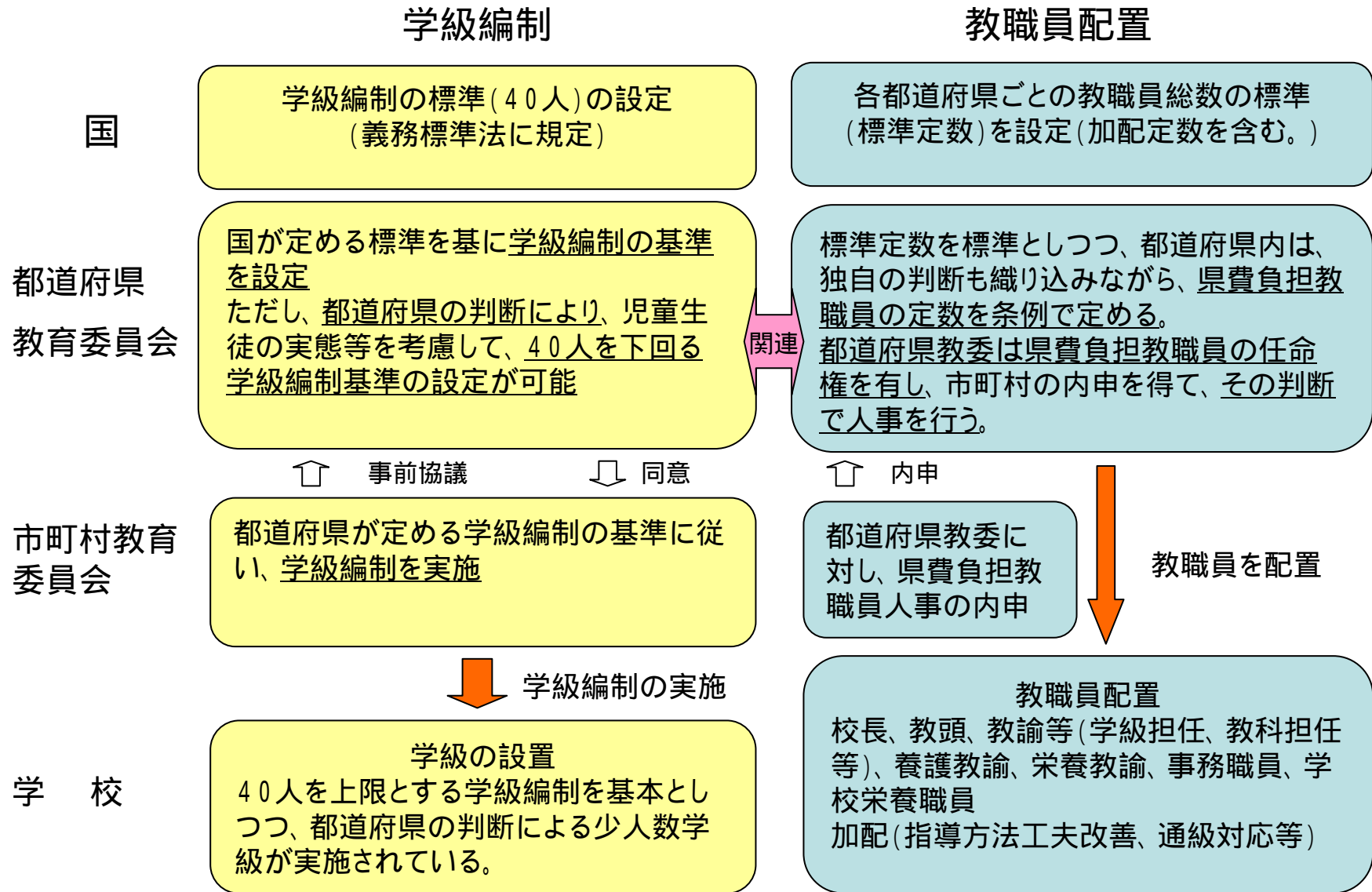
(注) 上記のほか、昭和54年度に改善増3,254人、自然増12,725人、計15,979人、平成4年度に改善増1,054人、自然増11,700人、計10,646人を単年度措置。

学級規模の基準 [国際比較]

(公立)

	学校種	学級編制基準
アメリカ (カリフォルニア州 の場合)	小学校 小学校, ミドルスクール	第1-3学年 学区内平均で1学級当たり30名を上限とし, さらに学区内に32名を超える学級がないこと 第4-8学年 1964年度の教員1人当たり児童生徒数の州内平均(29.9名)か同年度の当該学区の教員1人当たり児童生徒数のうち大きい数値を上限とする
イギリス	小学校 中等学校	第1-2学年 30人(上限) 第3-6学年 なし なし
フランス	幼稚園・小学校 中等学校 前期・コレッジ 後期・リセ	なし(児童数と地域事情に応じて、国の地方事務所(県レベル)が教員数と1学級当たり平均児童数を決定。教員当たり平均児童数は17-20) なし(生徒数と地域事情に応じて、国の地方事務所(地域圏レベル)が教員数を決定。教員当たり平均生徒数はコレッジで21-24人)
ドイツ (バイエルン・ ベストファーレン州 の場合)	基礎学校 中等教育 ハプトシュレ ギムナジウム	(標準)(範囲) 第1-4学年 24人 18-30人 第5-10学年 24人 18-30人 第5-10学年 28人 26-30人
日本	小学校 中学校 高校	40人(上限) 40人(上限) 40人(標準)

学級編制及び教職員配置に関する国、地方の役割



県費負担教職員...市町村立の小中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員等の給与及び旅費、非常勤講師の報酬等は、都道府県が負担することとされている。(市町村立学校職員給与負担法)

学級編制の仕組みと運用について

学級編制の標準

< 小・中学校 >

	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	40人	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含むもの8人)	8人
特殊学級	8人	8人

< 特殊教育諸学校(小・中学部) >

6人 (重複障害 3人)

(参考)

小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。
学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

(例) 35人の学年	1学級	{35人}
65人の学年	2学級	{32人、33人}
122人の学年	4学級	{30人、30人、31人、31人}

個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

(例)

中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまうため2学級となるところを、教育的配慮から3学級を維持する場合

小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となるところを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合

小学校第2学年の児童数が81人で3学級で、第1学年の児童数が80人で2学級のところ、新入学児童の状況に配慮して、第1学年も3学級とする場合

学級編制の弾力化

1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準(40人)を下回る一般的な学級編制基準を設定することが可能。
2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成16年度においては、42道府県において、小学校の低学年を中心に40人を下回る少人数学級が実施。

平成16年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について

特定の学年などについて少人数学級を実施する例【42道府県】

都道府県	校種	学年	概要	要
北海道	小	1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級	(市町村教委からの要望)
青森県	小 中	1・2年 1年	学年2学級以上の学校で33人以下学級	
岩手県	小 中	全 学 年	研究指定校において少人数学級を実施	
宮城県	小	1・2年	35人以下学級	
秋田県	小 中	1・2年 1年	学年2学級以上の学校で30人程度学級	
山形県	小	1～6年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級	(市町村教委からの要望)
福島県	小 中	1・2年 1年	30人以下学級	
茨城県	小	1・2年	児童数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級	
栃木県	中	1年	35人以下学級	
群馬県	小	1年	児童数等の諸条件を考慮した30人以下学級	
埼玉県	小 中	1・2年 1年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級	(市町村教委からの要望)
千葉県	小	1・2年	38人以下学級	
神奈川県	小 中	1年 全 学 年	研究指定校による35人以下学級	(市町村教委からの要望)
新潟県	小	1・2年	32人以下学級	(市町村教委からの要望)
	中	全 学 年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級	(市町村教委からの要望)
富山県	小	1年	35人以下の学級	
福井県	小	6年	39人以下学級	
	中	1年	37人以下学級	
		2・3年	39人以下学級	
山梨県	小	1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級	(市町村教委からの要望)
長野県	小	1～3年	35人以下学級	
		4～6年	35人以下学級	(市町村教委からの要望)
静岡県	中	1年	学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級	(市町村教委からの要望)
愛知県	小	1年	研究指定校において35人以下学級	
	小 中	全 学 年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級	(市町村教委からの要望)

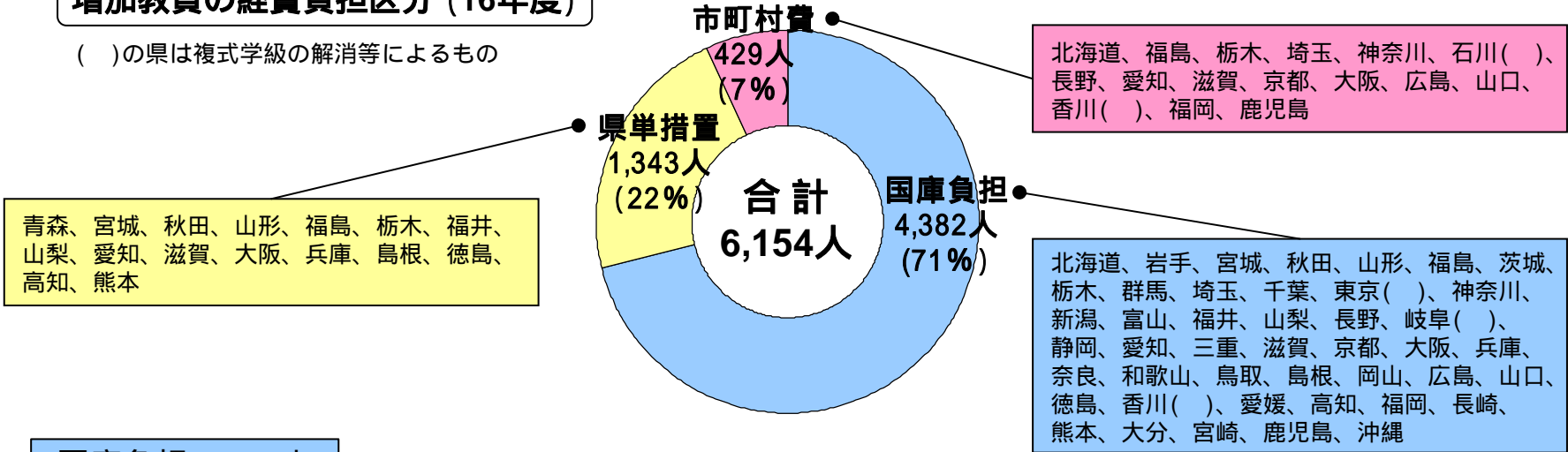
都道府県	校種	学年	概 要
三重県	小	1・2年	学年児童数73～80人、及び97人以上の学校で30人以下学級
	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
滋賀県	小中	1年	35人以下学級
京都府	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
大阪府	小	1年	38人以下学級
	小中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	1年	研究指定校において35人以下学級(市町教委からの要望)
	小中	小1年以外	学級編制の弾力化による少人数教育を実践する研究指定校で実施
奈良県	小中	1～3年	研究指定校において少人数学級を実施
和歌山県	小	1・2年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級の学校で38人以下学級
	中	1年	研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	36人以上の学級を対象に30人以下学級(市町村教委からの要望)
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
岡山県	中	1年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
		2年	学年5学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
広島県	小	1・2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
山口県	中	全学年	35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)
徳島県	小	1・2年	35人以下学級(2年生については、学年2学級以上の学校が対象)
愛媛県	小	1年	35人以下学級
	中	2・3年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1・2年	児童数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	1年	研究指定校において少人数学級を実施
福岡県	小	1・2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
長崎県	小中	1年	36人以上の学級を3学級以上有する学校で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)
熊本県	小	1・2年	35人以下学級
大分県	小	1年	30人以下学級(20人下限)
宮崎県	小	1・2年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
鹿児島県	小	1・2年	児童数36人以上の学級を2学級以上有する学校で35人以下学級
	中	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校で研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1・2年	児童数36人以上の学級を3学級以上有する学校で必要性を考慮した35人以下学級

少人数学級等にかかる経費負担について（16年度）

40人学級を下回る少人数学級の約7割は国庫負担により支えられている

増加教員の経費負担区分（16年度）

（ ）の県は複式学級の解消等によるもの



国庫負担 4,382人

- 標準法による基礎定数を活用 1,258人
- 標準法による加配定数を活用 2,419人
- 総額裁量制を活用 705人

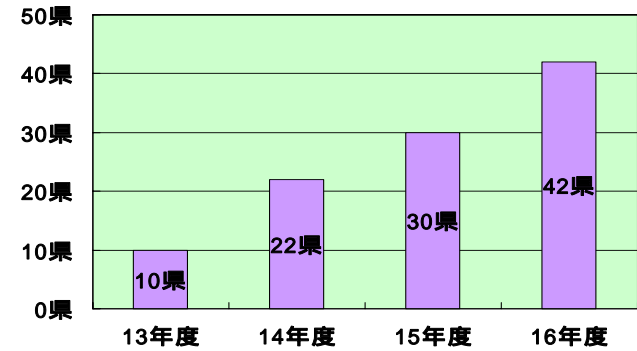
県単措置 1,343人

- 県単独予算措置の定数を活用

市町村費 429人

- 構造改革特区による教員任用等を活用

42道府県において少人数学級を導入



教職員定数の算定について

義務標準法に基づく標準定数は、都道府県ごとに置くべき義務教育諸学校の教職員の総数を算定するもの。都道府県は、これを標準として、校長、教頭及び教諭等、養護教諭、栄養教諭等、事務職員、特殊教育諸学校の教職員の定数を条例で定める。

小・中学校

校長定数 学校数 × 1人

教頭及び教諭等定数

学級数に応じて、必要となる学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乗ずる率を設定。例えば、3学級の中学校には9人の教員(校長を含む。)が配置できるよう計数を設定している。

(乗ずる率の例)

小学校		中学校	
1学級及び2学級の 学校の学級総数	× 1.000	1学級の学校の学級総数	× 4.000
3学級及び4学級の 学校の学級総数	× 1.250	2学級の学校の学級総数	× 3.000
5学級の学校の学級総数	× 1.200	3学級の学校の学級総数	× 2.667
6学級の学校の学級総数	× 1.292	4学級の学校の学級総数	× 2.000
⋮		5学級の学校の学級総数	× 1.660
		6学級の学校の学級総数	× 1.750
		⋮	

<p>教頭複数配置 小学校 27学級以上 中学校 24学級以上 生徒指導担当 小学校 30学級以上の学校数 × 0.5 中学校 18～29学級の学校数 × 1 30学級以上の学校数 × 1.5</p>	<p>寄宿舍舎監定数 寄宿児童生徒数数に応じ 1～4</p>															
<p>養護教諭定数 3学級以上の学校数 × 1 複数配置 小学校851人以上 中学校801人以上 無医村、無医離島加算</p>																
<p>栄養教諭及び学校栄養職員定数</p> <table> <tr> <td>学校給食単独調理校</td> <td>550人以上の学校数</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>550人未満の学校数</td> <td>× 1 / 4</td> </tr> <tr> <td>共同調理場</td> <td>1500人以下</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1501人～6000人</td> <td>× 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6001人以上</td> <td>× 3</td> </tr> </table>		学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1		550人未満の学校数	× 1 / 4	共同調理場	1500人以下	× 1		1501人～6000人	× 2		6001人以上	× 3
学校給食単独調理校	550人以上の学校数	× 1														
	550人未満の学校数	× 1 / 4														
共同調理場	1500人以下	× 1														
	1501人～6000人	× 2														
	6001人以上	× 3														
<p>事務職員定数</p> <table> <tr> <td>3学級の学校</td> <td>× 3 / 4</td> </tr> <tr> <td>4学級以上の学校</td> <td>× 1</td> </tr> <tr> <td>複数配置</td> <td>小学校27学級以上 中学校21学級以上</td> </tr> <tr> <td>加算措置</td> <td>要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校</td> </tr> </table>		3学級の学校	× 3 / 4	4学級以上の学校	× 1	複数配置	小学校27学級以上 中学校21学級以上	加算措置	要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校							
3学級の学校	× 3 / 4															
4学級以上の学校	× 1															
複数配置	小学校27学級以上 中学校21学級以上															
加算措置	要保護・準要保護児童生徒数が100人以上かつ25%以上の学校															

特殊教育諸学校

校長定数 学校数 × 1

教頭及び教諭等定数

・学級数に応じた定数 小・中学校に準拠

・特殊教育諸学校の特色に応じた定数

教育相談担当教員 児童生徒数に応じ 1 ~ 3

自立活動担当教員

盲・聾学校

4 + 7学級以上4学級増すごとに 1 加算

養護学校（肢体不自由以外） 5 + 7学級以上4学級増すごとに 1 加算

養護学校（肢体不自由） 7 + 7学級以上3学級増すごとに 1 加算

・寄宿舍舎監定数

寄宿児童生徒数に応じ 2 ~ 4

養護教諭定数

学校数 × 1

複数配置 61人以上

栄養教諭及び学校栄養職員定数

学校給食実施校 × 1

事務職員

小学部の数 × 1

中学部の数 × 1

寄宿舍指導員定数

肢体不自由以外 寄宿児童生徒数 × 1 / 5

肢体不自由 " × 1 / 3

最低保障 1校当たり 1 2

加配定数

教科の特性等に応じた少人数指導、習熟度別指導等を行う場合、社会的条件について教育的配慮を行う場合、教育上特別の配慮を必要とする児童生徒に特別の指導を行う場合、教職員が長期の研修を受けている場合、学校において教育指導の改善のための研究が行われている場合にあっては、上記により算定された定数に、文部科学大臣が定める数を加える。

学校規模別教職員配置の標準（例）

小学校

（単位：人）

学級数	校 長	教 頭	教 諭				教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			学級担任	担 任 外	生徒指導	小 計				
3学級	1		3	0.75		3.75	4.75	1	0.75	6.50
6学級	1	0.75	6	1		7	8.75	1	1	10.75
12学級	1	1	12	1.5		13.5	15.50	1	1	17.50
18学級	1	1	18	2.6		20.6	22.60	1	1	24.60
24学級	1	1	24	3		27.0	29.00	2	1	32.00
30学級	1	2	30	3.5	0.5	34.0	37.00	2	2	41.00
36学級	1	2	36	3.9	0.5	40.4	43.40	2	2	47.40
42学級	1	2	42	4.5	0.5	47.0	50.00	2	2	54.00

他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

養護教諭は、851人以上が複数配置。24学級は、851人以上とみなして、+1とした。

学校規模別教職員配置の標準（例）

中学校

（単位：人）

学級数	校 長	教 頭	教		諭	教 員 計	養護教諭	事務職員	合 計
			教科担任	生徒指導	小 計				
3学級	1	0.5	7.5		7.5	9.0	1	0.75	10.75
6学級	1	1	9.5		9.5	11.5	1	1	13.5
9学級	1	1	14.5		14.5	16.5	1	1	18.5
12学級	1	1	17.9		17.9	19.9	1	1	21.9
15学級	1	1	22.5		22.5	24.5	1	1	26.5
18学級	1	1	27.0	1	28.0	30.0	1	1	32.0
21学級	1	1	31.6	1	32.6	34.6	1	2	37.6
24学級	1	2	35.5	1	36.5	39.5	2	2	43.5
27学級	1	2	40.0	1	41.0	44.0	2	2	48.0
30学級	1	2	44.5	1.5	46.0	49.0	2	2	53.0
33学級	1	2	49.0	1.5	50.5	53.5	2	2	57.5
36学級	1	2	52.5	1.5	54.0	57.0	2	2	61.0

他に、教諭の少人数指導の定数、養護教諭加配定数、事務職員加配定数がある。また、学校給食の実施状況等に応じて、学校栄養職員定数が加わる。

養護教諭は、801人以上が複数配置。24学級は801人以上とみなして、+1とした。

公立学校における教職員配置の例

市立 小学校の例: 20学級の学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊学級	計
児童数	100	95	84	89	89	95	2	554人
学級数	3	3	3	3	3	3	2	20学級

教職員配置

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 24人
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 計 28人

(参考)標準法による試算

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 22.4人 + 加配
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 学校栄養職員 1人

教諭等の内訳

学級担任 20人
 専科教員 2人(理科、音楽)
 指導方法工夫改善加配 2人
 (3~6学年の算数、習熟度別指導)

市費負担職員

用務員 1人
 給食調理員 4人
 事務補佐員 1人
 司書補 1人
 計 7人

外部人材の活用

学校いきいきプランの活用

年間 のべ25人 月2~3回
 1回当たり1時間程度

市立 中学校の例: 16学級の学校

	1年	2年	3年	特殊学級	計
生徒数	161	186	185	2	534人
学級数	5	5	5	1	16学級

教職員配置

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 28人
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 学校栄養職員 1人
 計 33人
 非常勤講師 1人(社会)

教諭等の内訳

教科担当 24人

加配

指導方法工夫改善 2人
 (全学年、数学、習熟度別指導・少人数指導)
 児童生徒支援 1人
 初任者研修指導者 1人

(参考)標準法による試算

校長 1人
 教頭 1人
 教諭等 24人 + 加配
 養護教諭 1人
 事務職員 1人
 学校栄養職員 1 / 4人

市費負担職員

用務員 1人
 給食調理員 4人
 事務補佐員 1人
 司書補 1人
 計 7人

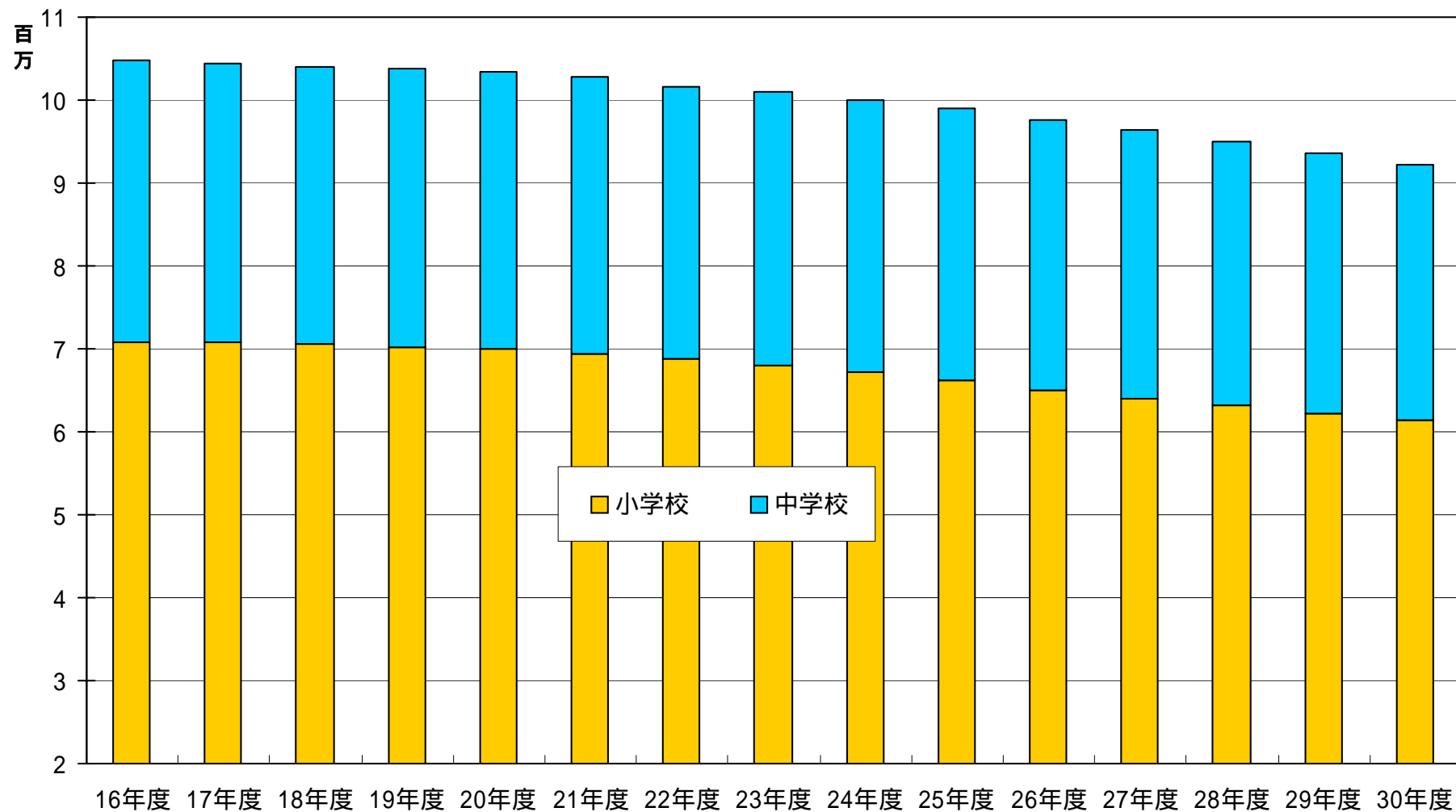
外部人材の活用

スクールカウンセラー
 国庫補助 週1回4時間
 市費負担 週1回2時間

ALT 週1回3～4時間程度

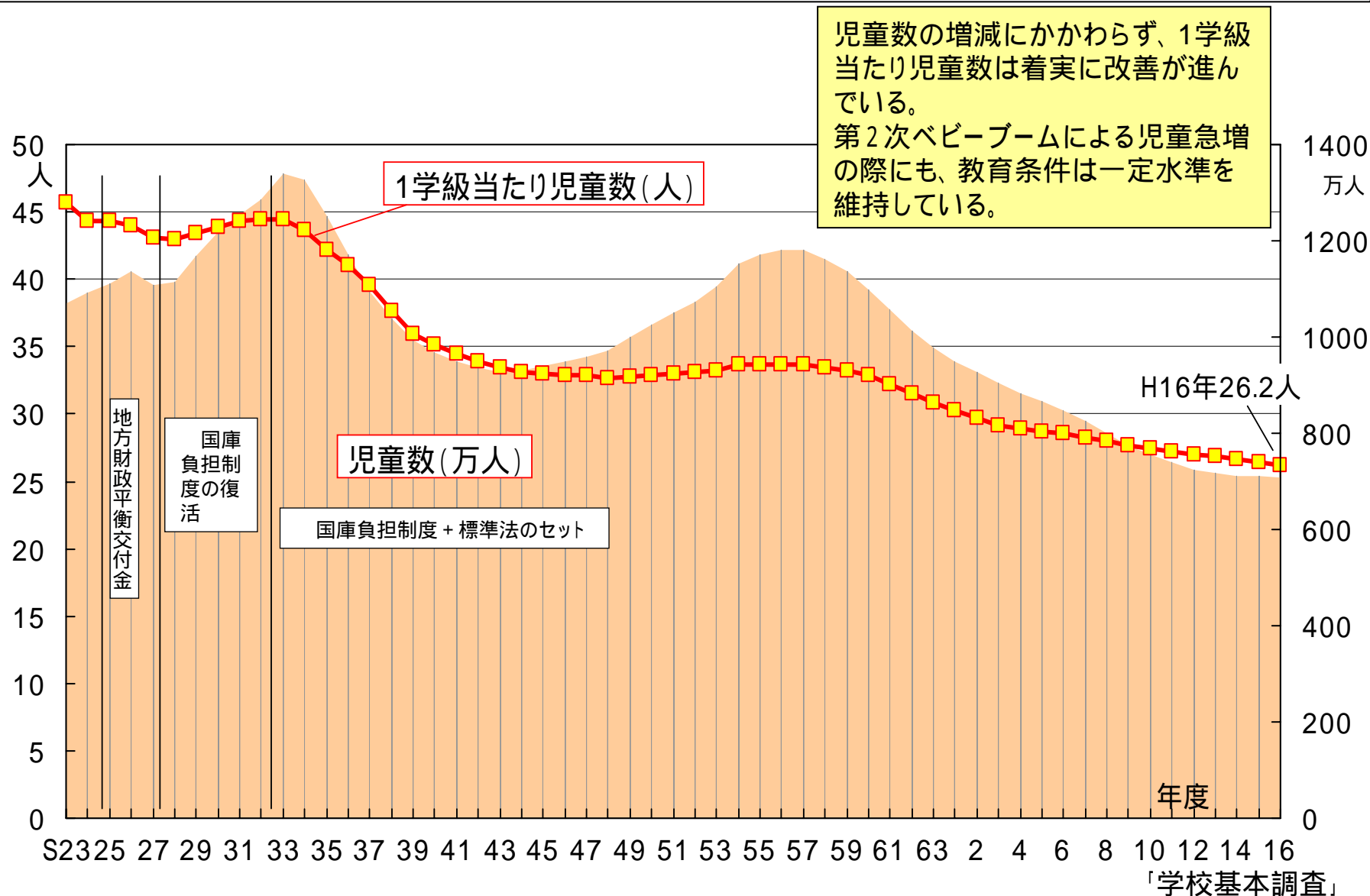
2 . 基本統計・その他

今後の児童生徒数の推移

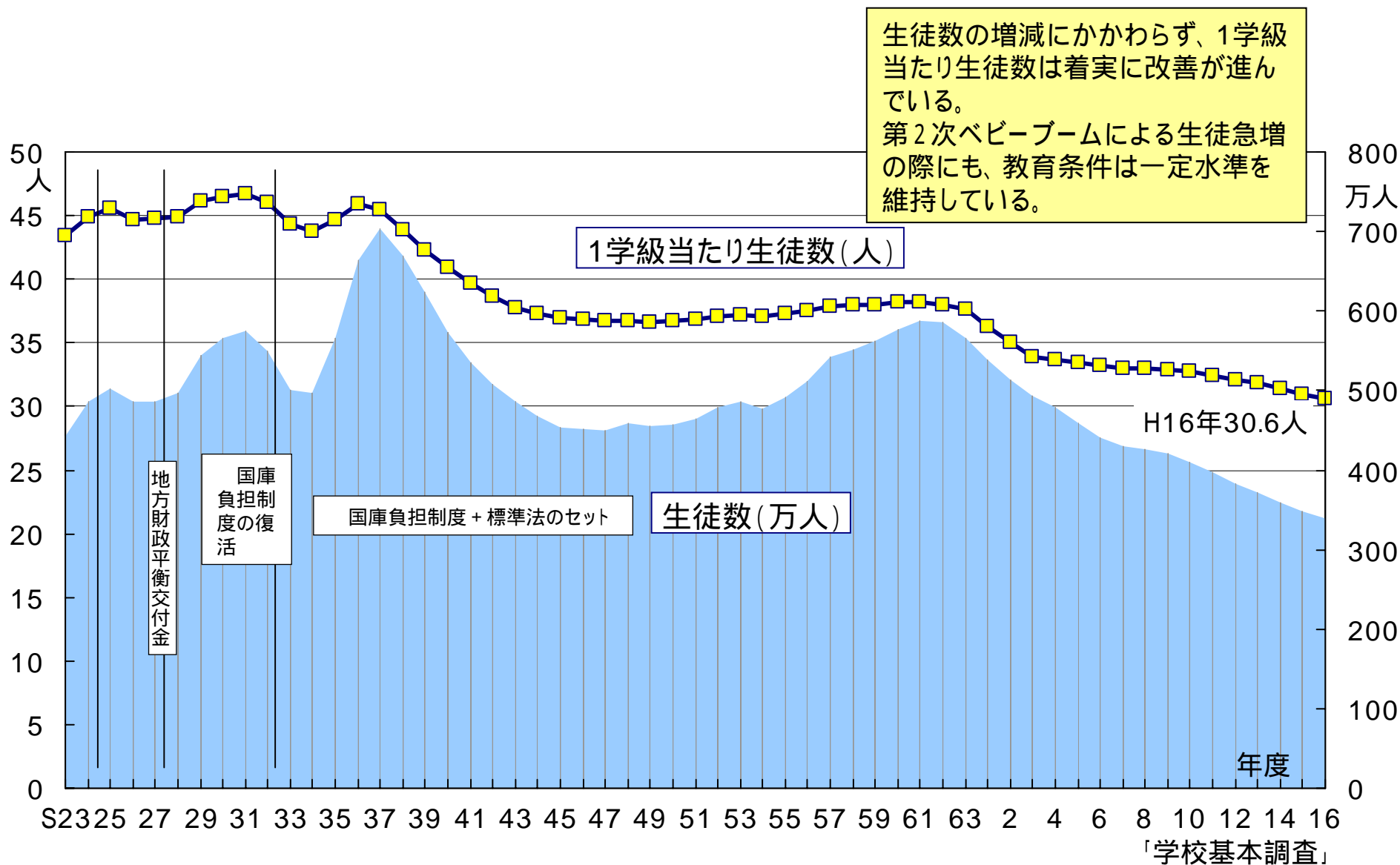


16年度は、学校基本調査による実績。17年度から22年度までは各都道府県の推計。23年度以降は、人口問題研究所による将来人口推計の中位推計を基に試算。

小学校の1学級当たり児童数 [推移]

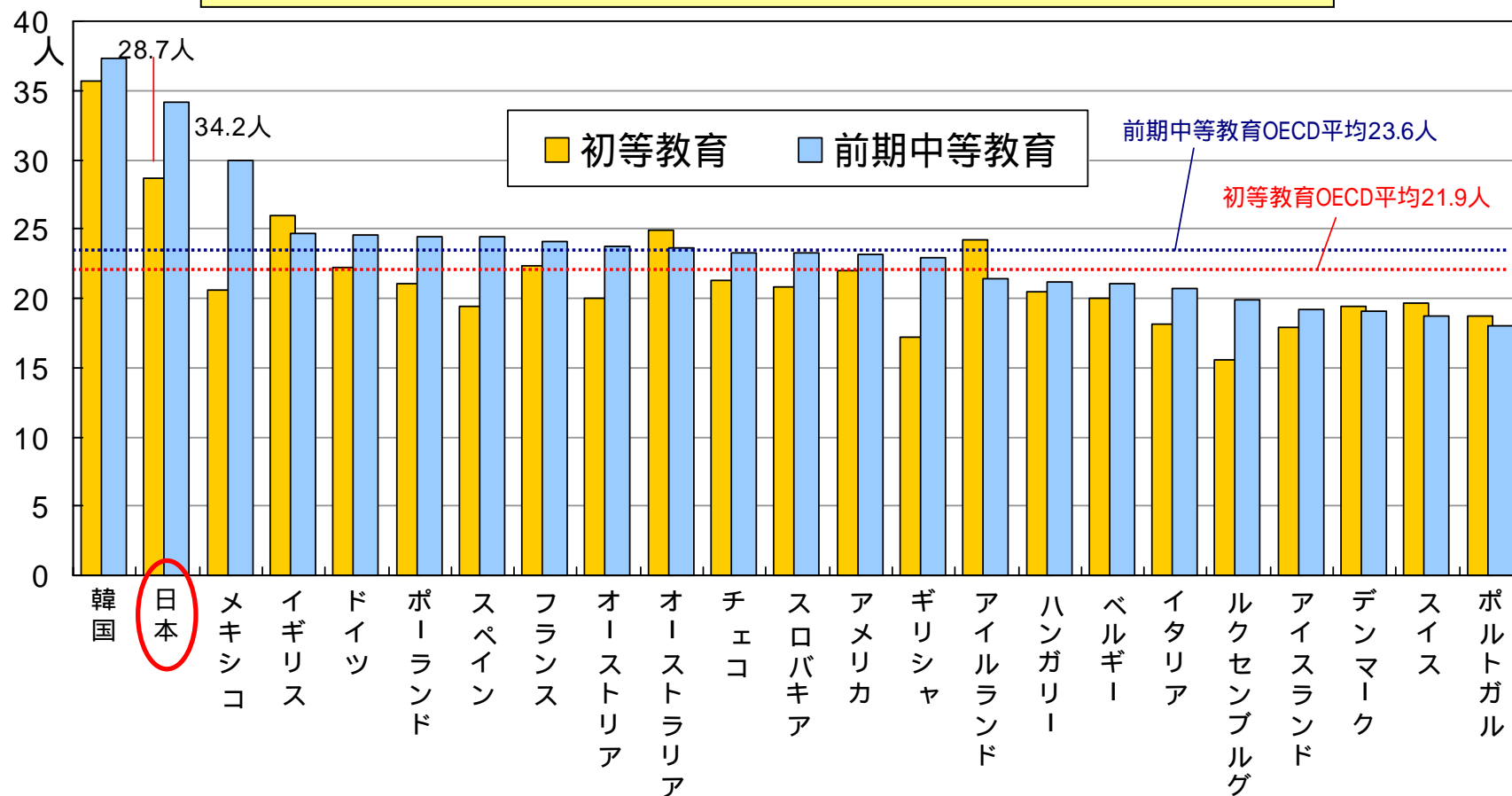


中学校の1学級当たり生徒数 [推移]



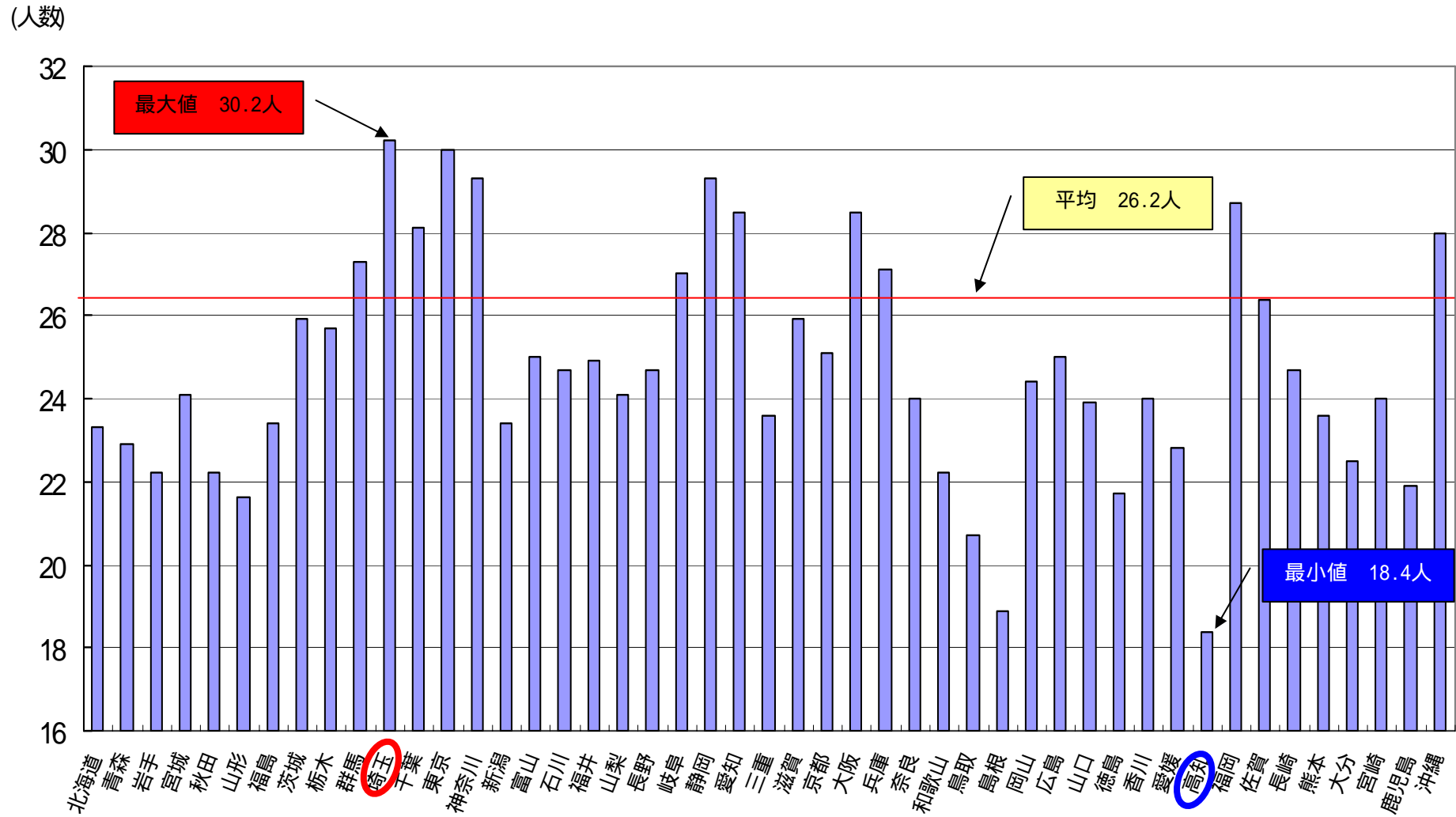
1 学級当たり児童生徒数 [国際比較]

国公立学校での平均学級規模(2002年)は、初等教育28.7人、前期中等教育34.2人であり、OECD平均を上回っており、OECD加盟国中もっとも高い国の一つ。(日本の数値が、学校基本調査と異なっているのが、これは各国間での比較において、特殊学級が除かれていることなどによる)



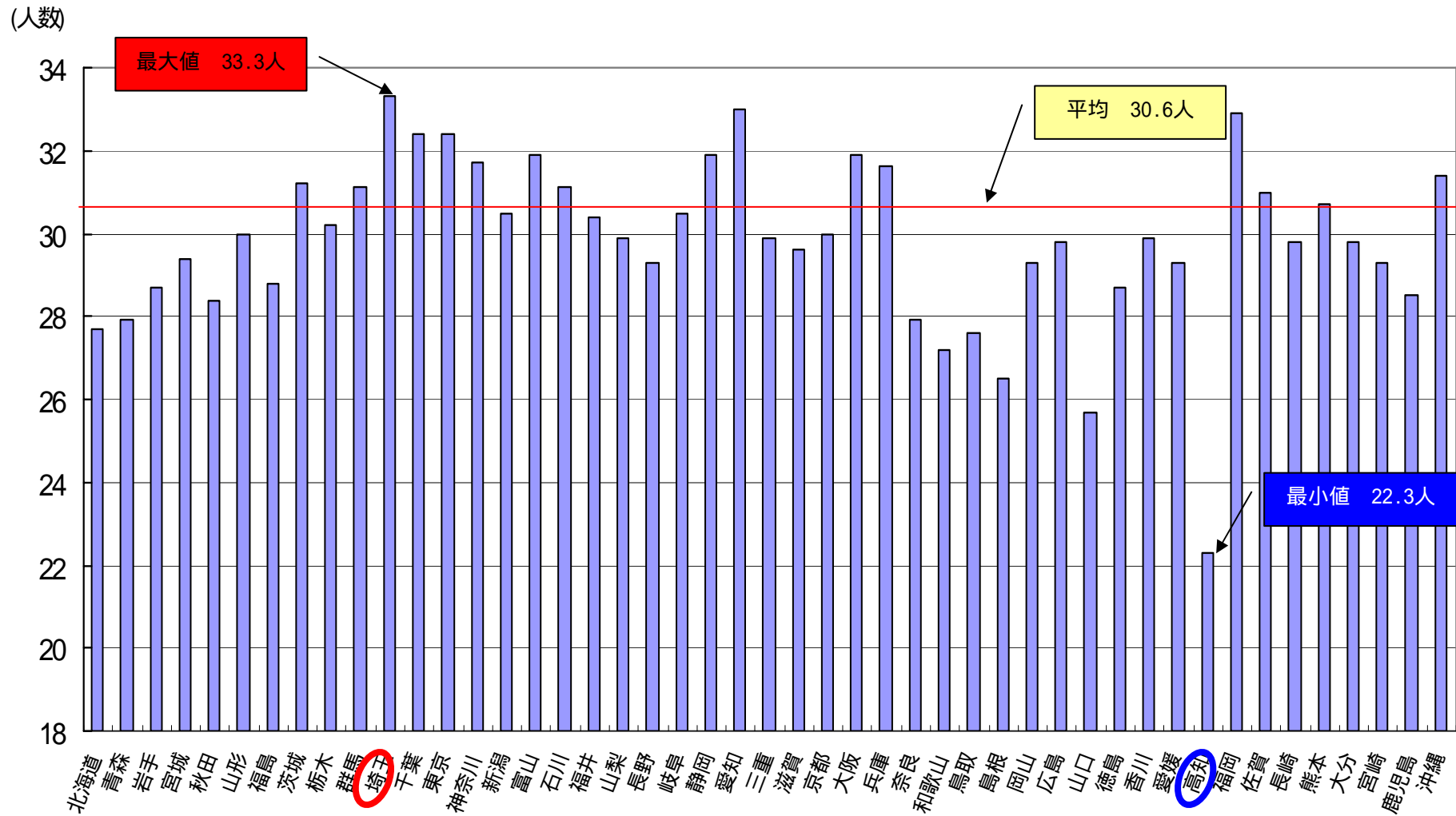
OECD「図表でみる教育2004」

公立小学校の都道府県別 1 学級当たり児童数



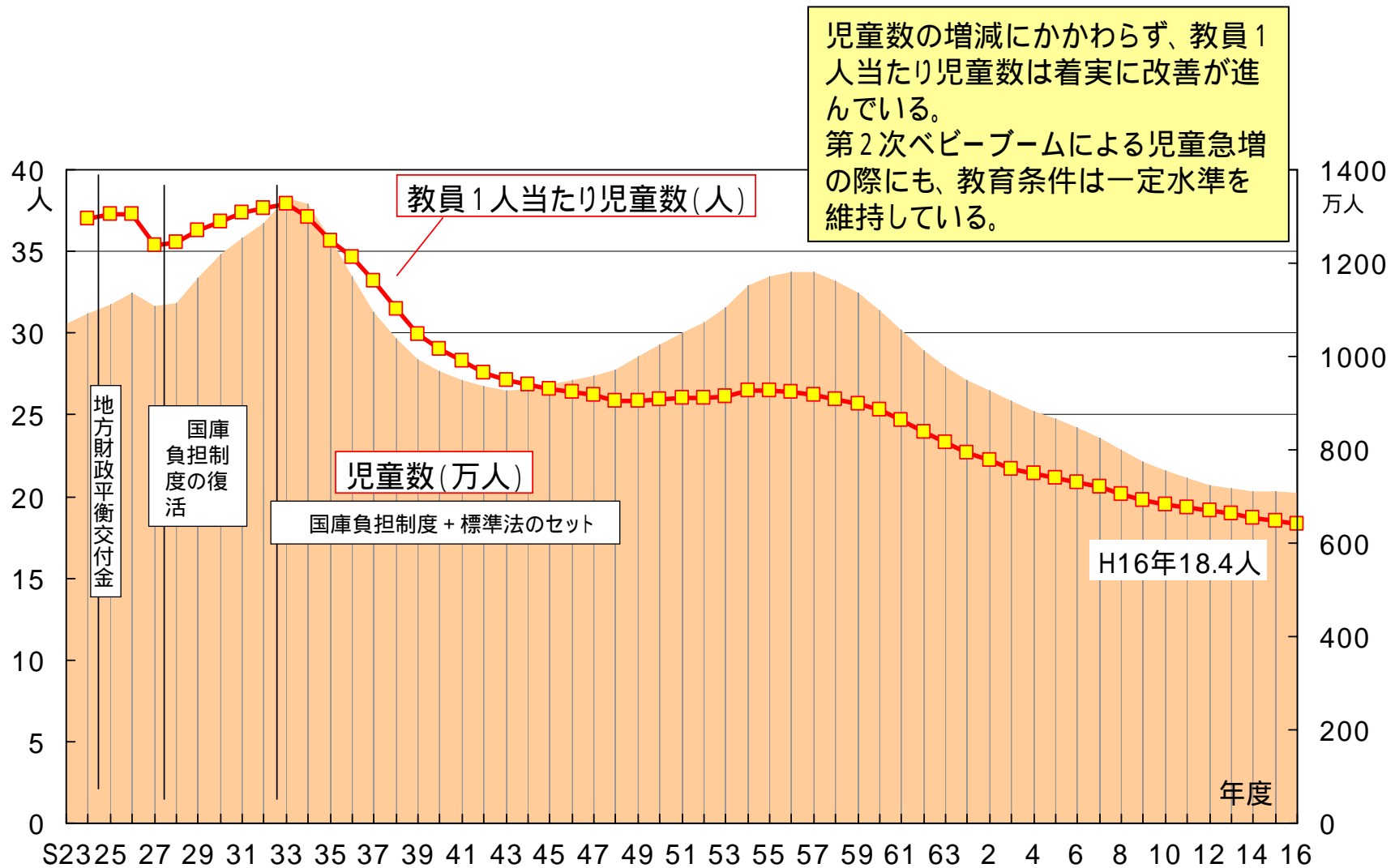
「平成16年度学校基本調査」

公立中学校の都道府県別 1 学級当たり生徒数



「平成16年度学校基本調査」

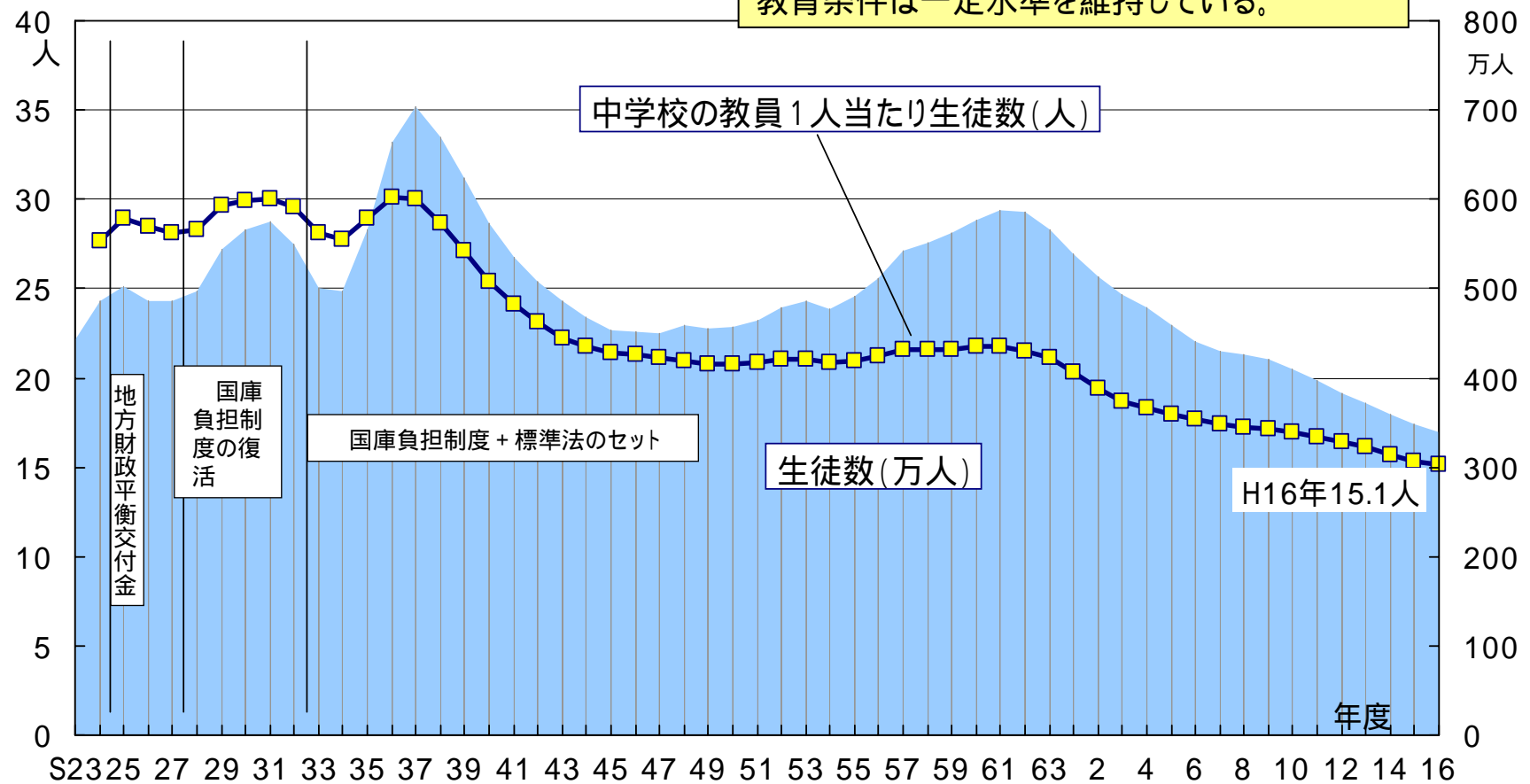
小学校の教員 1 人当たり児童数 [推移]



「学校基本調査」

中学校の教員 1 人当たり生徒数 [推移]

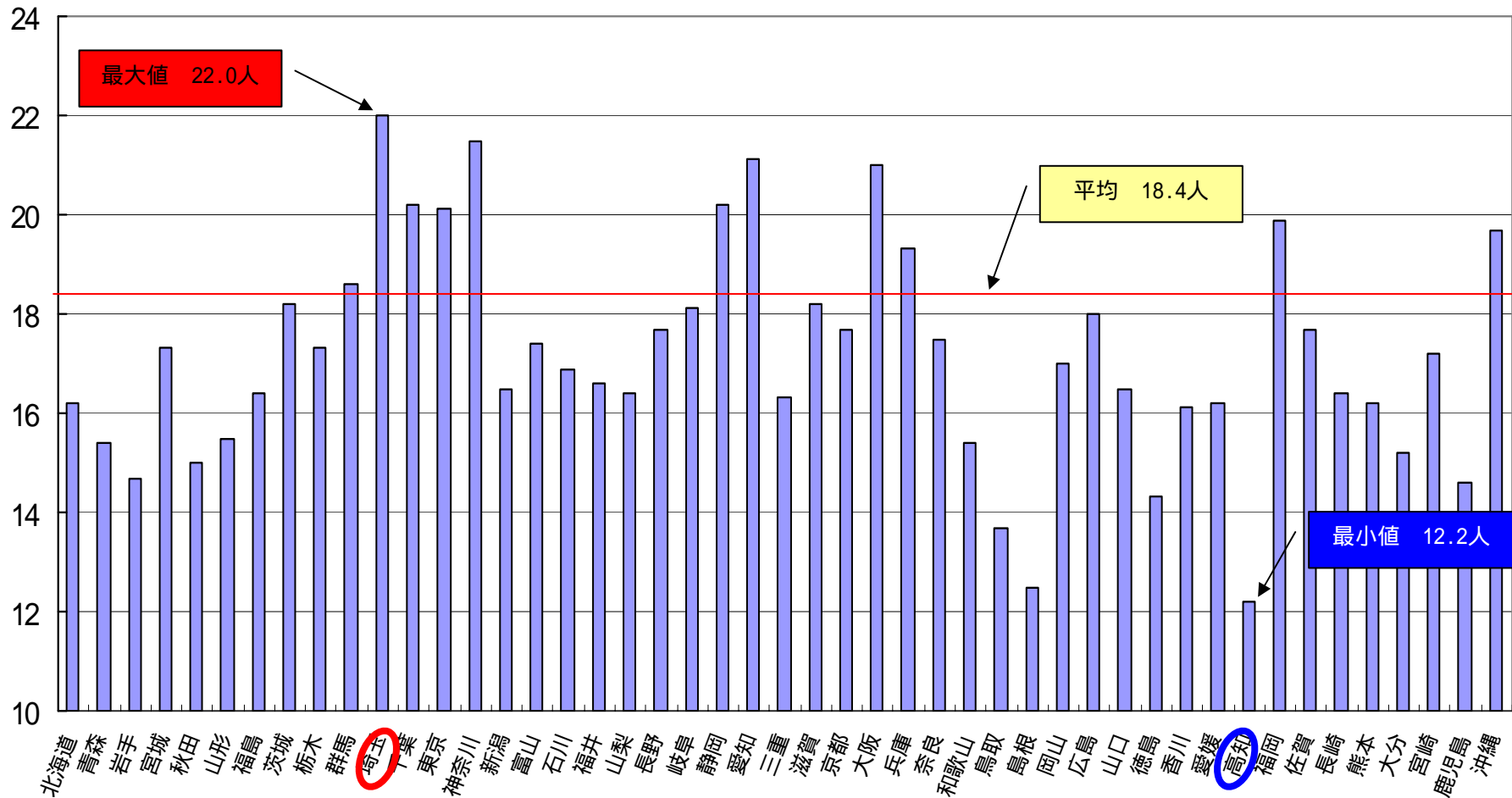
生徒数の増減にかかわらず、教員 1 人当たり生徒数は着実に改善が進んでいる。
第 2 次ベビーブームによる生徒急増の際にも、教育条件は一定水準を維持している。



「学校基本調査」

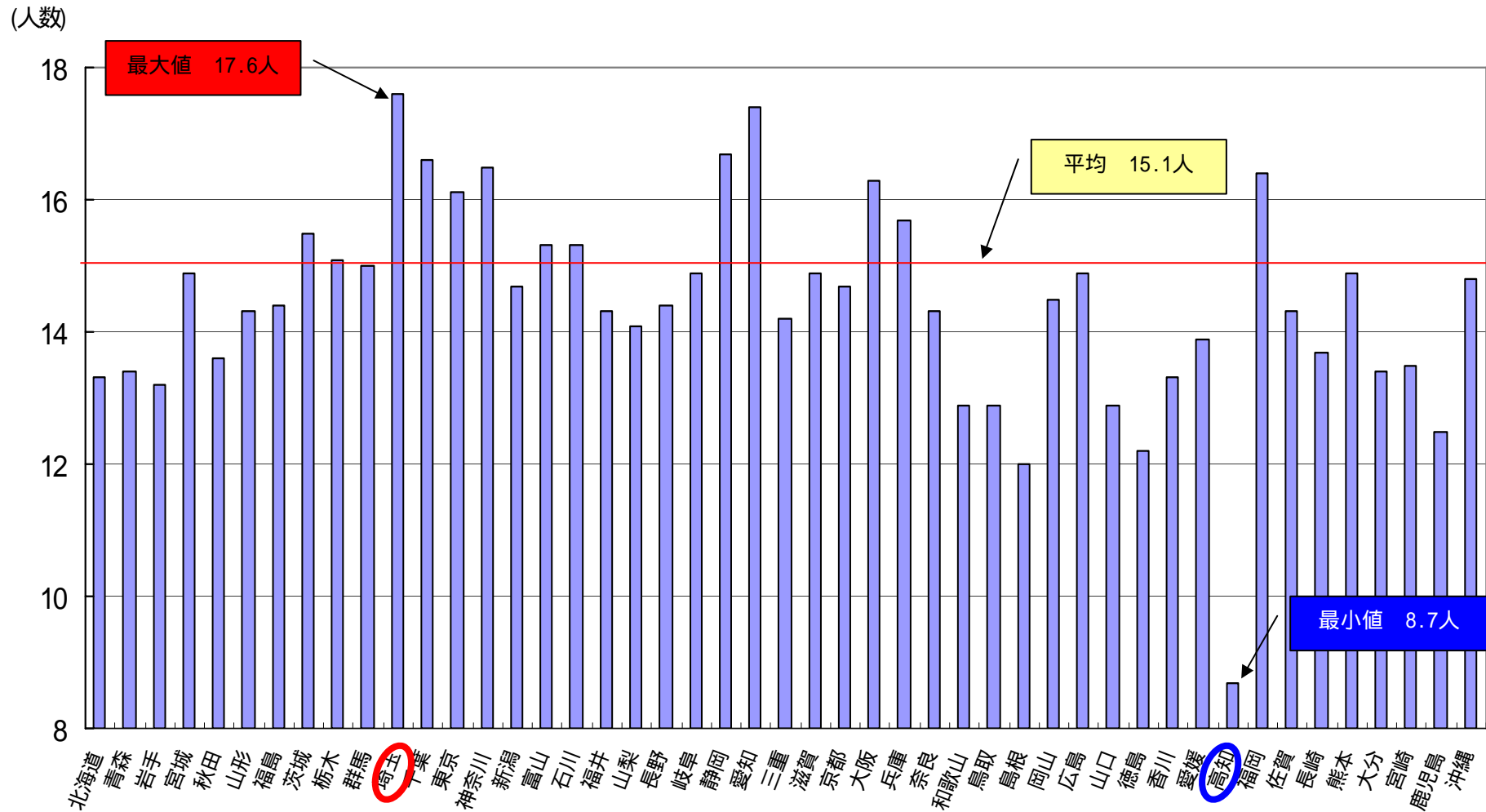
公立小学校の都道府県別教員 1 人当たり児童数

(人数)



「平成16年度学校基本調査」

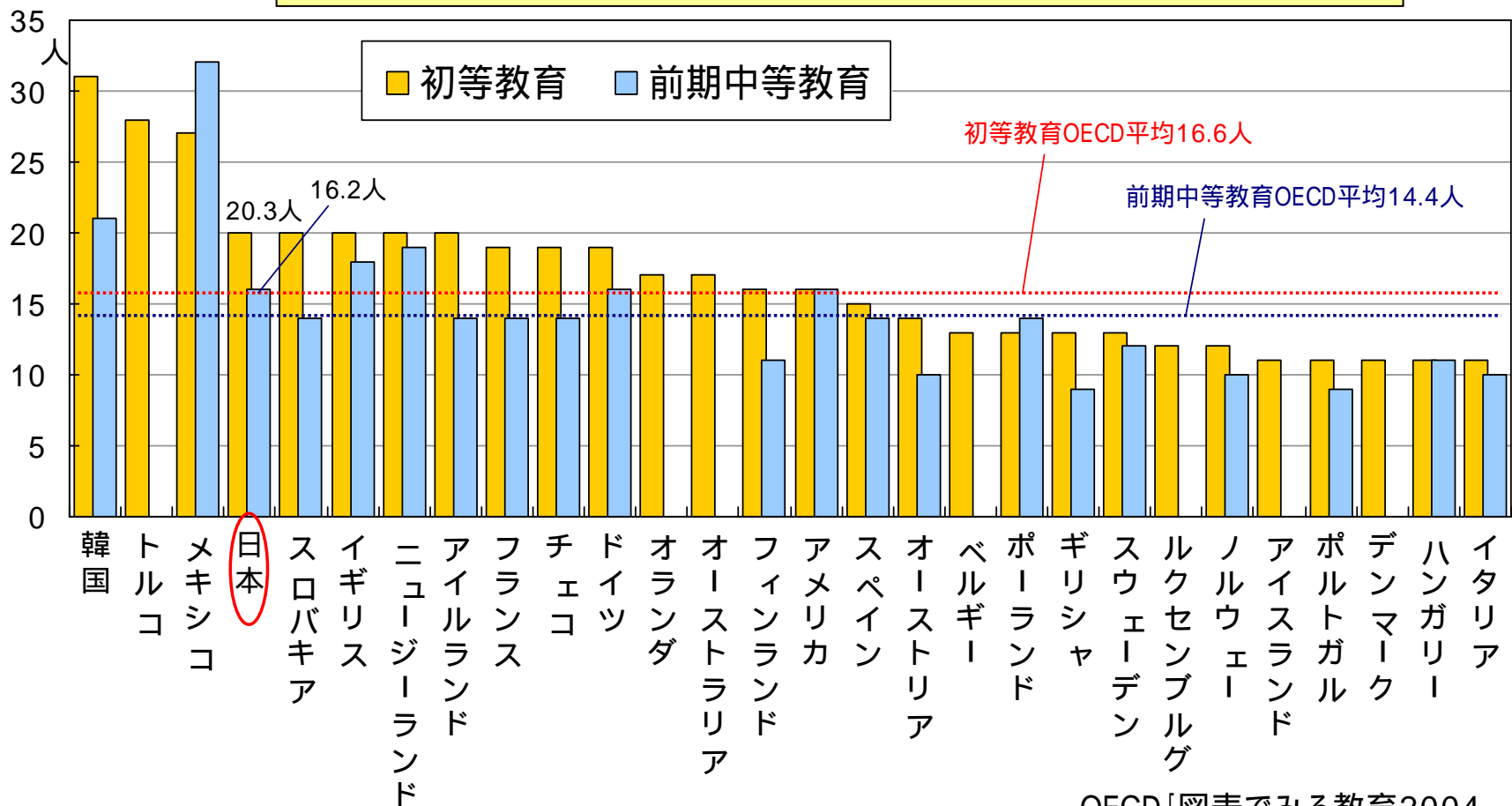
公立中学校の都道府県別教員 1 人当たり生徒数



「平成16年度学校基本調査」

教員1人当たり児童生徒数 [国際比較]

国公立学校での教員1人当たり児童生徒数(2002年)は、初等教育20.3人、前期中等教育16.2人であり、OECD平均を上回っている。
 (日本の数値が、学校基本調査と異なっているが、これは各国間の比較において、校長・教頭が除かれていることなどによる)



OECD「図表でみる教育2004」

公立小中学校の児童生徒数別学級数

小学校

20人以下	21～30人	31～35人	36人以上	計	(再掲)	
					31人以上	36人以上
58,565	93,811	75,570	42,769	270,715	118,339	42,769
21.6%	34.7%	27.9%	15.8%	100.0%	43.7%	15.8%

中学校

20人以下	21～30人	31～35人	36人以上	計	(再掲)	
					31人以上	36人以上
13,658	15,555	39,744	41,841	110,798	81,585	41,841
12.3%	14.0%	35.9%	37.8%	100.0%	73.6%	37.8%

「平成16年度学校基本調査」

学級規模等と教育効果に関するこれまでの研究について

・学級規模に関する研究(欧米)

1 グラスとスミスの研究(いわゆるグラス=スミス曲線;1982年)

- ・ 学級規模が20人程度以下になると学習効果が大
- ・ 児童生徒の感情的な側面への効果, 教員に対する効果, 教授課程への効果は, いずれも小規模学級の方が効果大

2 米国連邦教育局の公表「学級規模と政策;政治と特効薬」(1988年)

- ・ 学級規模縮小という経費のかかる政策は, 投資の割には学習達成度の向上に繋がらない
- ・ 非効率な方法に投資するより教授法改善や教員の力量向上に資金を投入すべき

3 英国勅任視学官事務局の公表「学級規模と教育の質」(1995年)

- ・ 学級規模と教授・学習の質との間に単純な繋がりはない
- ・ 小学校低学年では学級規模縮小は有効(大規模学級への移行後も有効)
- ・ 学習に関しては, 学級規模よりも指導方法や学習集団形成の影響が大 等

4 米国テネシー州の実験(就学前~第3学年;1985年~)

- ・ 小規模学級は通常学級より優れた成績をあげた
- ・ 学校経験の初期に小規模学級を経験した者に効果が持続する 等

5 米国連邦教育局の公表「学級規模縮小;何が分かっているか?」(1998年)

- ・ 低学年で学級規模縮小は有効。特に15人~20人規模で顕著 等

学級規模に関する研究(日本)

1 昭和30年代に広島大学,九州大学,名古屋大学において,少人数学級の方が有利との報告

2 上智大学加藤幸次氏の研究(平成2年)

- ・ 学力テストの結果,有意差があるのは一部教科(体育,理科)のみ
- ・ 児童生徒アンケートの結果,個別指導,学習環境は学級規模が小さい方がいいが,児童生徒の授業への意欲・興味,理解度,授業態度は殆ど差はない
- ・ 授業観察の結果,少人数学級では一人学習の機会が多いが,児童生徒相互の活動等は少ない

3 国立教育研究所内チーム・ティーチング研究調査委員会(代表:高浦勝義)による研究(平成11年)

- ・ 学力テストの結果,「T.T」の方が「1人教師による学級一斉授業」より成績向上に効果があることが認められた
- ・ さらに,「T.T」の中でも,学級を解体し,学年T.Tによる方が効果のあることが認められた

4 学級編制及び教職員配置等に関する調査研究報告(代表:高浦勝義)による研究(平成13年)

- ・ 学級規模間の有意差は見られないが,20人以下の学級が他の規模よりも比較的に高得点を示している

5 指導方法の工夫改善による教育効果に関する比較調査研究(代表:高浦勝義)(平成16年)

- ・ 算数(数学)、英語という限られた教科・単元ではあるが,概して少人数指導が学力等の形成にとって効果的であることが認められる。
- ・ 学級規模の縮小は指導方法の改善を伴ってこそ効果があがるものと考えられる。

学習集団の規模に関する研究

香川大学教育学部附属坂出中学校における研究(平成3年)において、40人 30人 20人と学習集団の規模が小さくなるにつれて学習環境・指導方法への影響度とも向上という結果

学校規模に関する研究

国民教育研究所(日教組のシンクタンク)における研究(昭和59年)において、調査結果をもとに適正規模は小学校で18学級以下、中学校で15学級以下を目標にすべきとの提言

意識調査

1 全国教育研究所連盟の教員の意識調査(昭和45年)では、小・中学校とも21人～35人の範囲を適正とする教員が8割以上

2 東京都立教育研究所の教員の意識調査(平成3年)

- ・ 一斉指導に適切な規模については、30人以下学級と答えた者が概ね8割以上
- ・ 個別指導に適切な規模については、25人以下学級と答えた者が概ね8割以上
- ・ 学級経営に適切な規模については、30人以下学級と答えた者が概ね7割以上

3 日本教育学会の「学校・学級の編制に関する研究委員会」を中心とした研究グループによる教員の意識調査(「学校・学級の適正編制に関する総合的研究」第2次中間報告書;平成11年)

- ・ 管理職は、教育の諸課題解決に当たって「学級規模の縮小」が必要であることを強調
- ・ 小学校教員の意識調査では、学級規模の縮小により教育効果が高まるが、固定的な学習集団での一斉指導では限界があり、教科等に応じた柔軟な学習集団の編成が必要
- ・ 中学校教員の意識調査では、教科によっては、「学級規模の縮小」よりも「T・T」の方が有効であるとの指摘がある一方で、指導方法が一定する基礎・基本の定着では、「学級規模の縮小」が強く意識される